

# 卒業論文（文学部共通）

## 3 卒業論文

卒業論文は、あらかじめ自己の研究目標に基づき、2年次以降その研究目標に関連する科目を履修した上で、4年次に卒業論文指導教員の「卒業論文」を履修登録し、所定の手続きを経て提出しなければなりません。

指導教員及び論題は、原則として演習科目に基づいて決定するようにしてください。

提出された卒業論文は審査のうえ、合格者には8単位を認定します。

卒業論文の半期提出希望のある場合は、下記を参照のうえ、4月初旬の履修登録申込期間に窓口へ申し出てください。

大学に在学できる期間は、原則7年間ですので、残りの在学期間が半年間（在学期間6.5年）の学生は、指導教員の指示に従ってください。

### 【前年度4年次生の前期卒業論文提出について】

前年度4年次生で論題届を提出し、卒業論文の指導を受け、かつ、本年度前期提出について論題届提出時に指導教員の承認を得た場合は、前期に卒業論文を提出することができます。

前年度と同一の論題であっても、後期論文提出者と同じ期間（下記「(2) 論題届提出」参照）に、再度論題届を提出することが必要です。論文提出期間と口頭試問日は後期提出者と異なります（下記「(4) 論文提出」及び「(5) 論文審査」参照）。

### 【前年度4年次生の前期休学・後期卒業論文提出について】

前年度4年次生で論題届を提出し、卒業論文の指導を受け、かつ、本年度前期休学し、後期に論文を提出することについて論題届提出時に指導教員の承認を得た場合は、論題届提出日以降に前期休学の手続きを行い、後期に卒業論文を提出することができます。

前年度と同一の論題であっても、通年で指導を受ける提出者と同じ期間（下記「(2) 論題届提出」参照）に、再度論題届を提出することが必要です。論文提出期間と口頭試問日も通年で指導を受ける提出者と同じです（下記「(4) 論文提出」及び「(5) 論文審査」参照）。

※国内情勢により提出方法が変更となる場合がありますが、変更があったとしても上記卒業論文提出についての前提条件は変わりません。下記の提出方法等に変更があった場合、KONECOで随時発信しますので確認してください。

#### (1) 履修登録

卒業論文を提出する予定の者は、履修登録の際に指導教員別の卒業論文履修コードを確認し、登録をしなければなりません（『授業時間表』では、特6時限で表示）。

#### (2) 論題届提出

①論題届は指導教員から指示された方法で提出してください。提出する際は事前に指導教員から提出承認を受けてください。

論題届は教務部窓口へ提出するものではありません。KONECO等で情報を発信するので確認してください。

②提出された論題の変更は原則として認められません。ただし、どうしても論題変更が必要となった場合は、各学科の指示に従ってください。

論題届提出期間 6月16日（金）～6月30日（金）正午まで ※窓口の記載を削除しました。

※提出期限に遅れた場合は受理できません。指導教員の指示に従ってください。

※教育実習期間が上記提出期間と大きく重複する場合は、指導教員とよく相談してください。

③論題届を提出していない者は、卒業論文の提出はできません。論題届未提出者は登録済の「卒業論文」の履修が削除され、本年度卒業不可（社会学科の平成26（2014）年度以降入学生を除く）となります。

④前年度に論題届を提出した者も、本年度の提出が必要です。